

児童手当の手続きはお済みですか？

★ 主な変更点と手続きの要否について（制度変更の概要）

令和6年10月（12月支給）分から児童手当が変わりました。児童手当の主な変更点は、次のとおりです。

- ① 支給対象が高校生相当までの児童に拡充されました。
- ② 所得制限が撤廃されました。
- ③ 多子加算算定対象の子が大学生相当までに拡充されました。
- ④ 手当月額が3歳未満（第1子・第2子）15,000円、3歳～高校生相当（第1子・第2子）10,000円、第3子以降30,000円になりました。
- ⑤ 支払回数が6回に変更になりました。

変更前と変更後の児童手当を比較すると、次表のとおりになります。

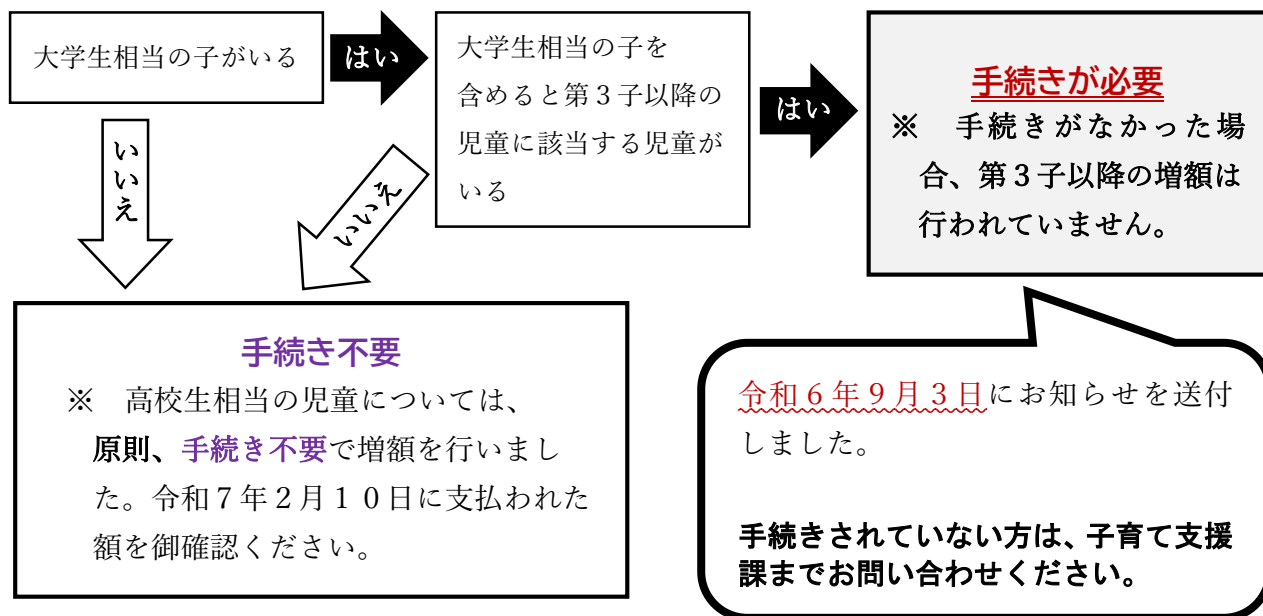
	【変更前】 (令和6年9月（10月支給）分まで)	【変更後】 (令和6年10月（12月支給）分から)
支給対象	15歳年度末（中学生）まで	<u>高校生相当まで</u>
所得制限	あり	<u>なし</u>
手当月額	3歳未満 15,000円	第1子・第2子
	3歳～12歳年度末（小学生）	3歳未満 15,000円
	第1子・第2子 10,000円	3歳～高校生相当 10,000円
	第3子以降 15,000円	
	中学生 10,000円	<u>第3子以降</u>
	所得制限限度額以上 5,000円	<u>0歳～高校生相当</u> <u>30,000円</u>
	所得上限限度額以上 0円	
児童の数え方 (多子加算)	高校生相当以下の児童が対象	<u>大学生相当までの子が対象</u>
支払期月	3回（2月、6月、10月） ※ 各支払月の前4か月分を支給	<u>6回（偶数月）</u> ※ 各支払月の前2か月分を支給

【以下に該当する方は手続きが必要となりますので、**3月31日（月）までに子育て支援課へお問い合わせください。**】

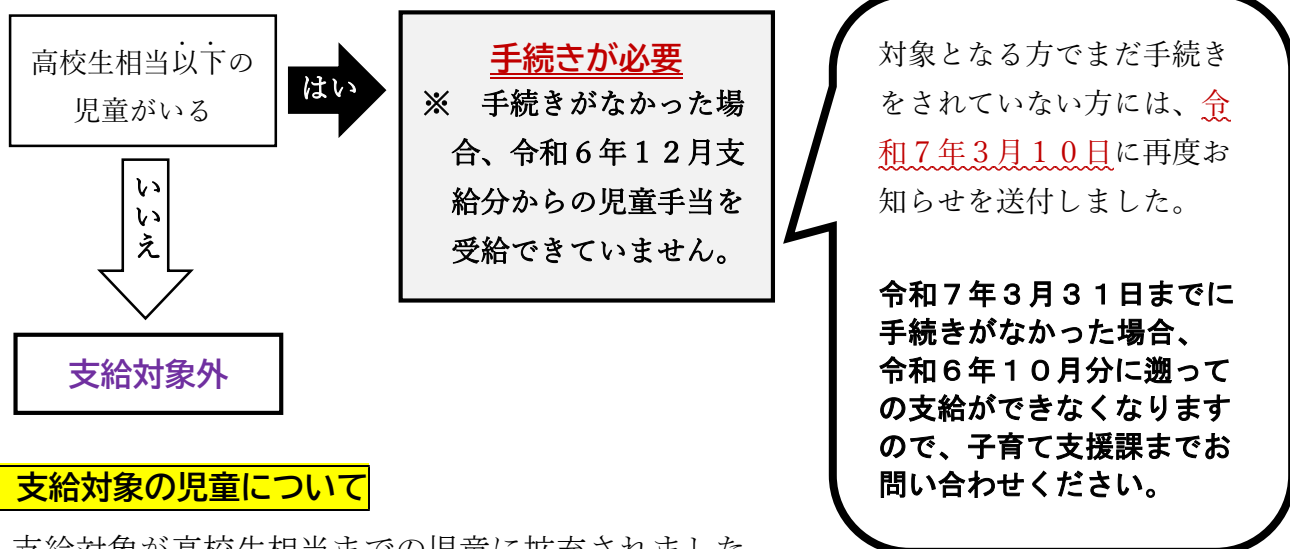
- ・ 高校生相当の児童のみ養育している方で、手当を受け取っていない方
- ・ 別居している高校生相当までの手当を受け取っていない方
- ・ 多子加算の算定対象に大学生相当の子を含める手続きをされていない方

- この変更に伴う手続きについては、次の図を御確認ください。
なお、詳しい内容については、**1 支給対象の児童について**以降の項目を御確認ください。

(1) 令和6年10月に【変更前】の児童手当を受給していた方



(2) 令和6年10月に【変更前】の児童手当を受給していない方



1 支給対象の児童について

支給対象が高校生相当までの児童に拡充されました。

なお、大学生相当の子を養育しており、その子を数えると第3子以降に該当する高校生相当以下の児童がいる場合は、別途**手続きが必要**になります（令和6年9月3日にお知らせを送付しています。）ので、**3 多子加算算定対象の子について**の項目もあわせて御覧ください。

(1) 高校生相当の児童のみを養育している場合

新たに受給資格者となりましたので、まだ手続きをされていない方は**手続きが必要**です。

対象世帯（令和6年7月4日時点で当市に住民票があった世帯）には、令和6年7月17日及び令和7年3月10日にお知らせを送付しました（ただし、別居監護している高校生相当の児童がいる場合、対象世帯を把握できないため、申し出ていただく必要があります。）。

（２） 高校生相当の児童を養育しており、制度改正前の児童手当（中学生相当以下分）を受給している場合

高校生相当の児童分の児童手当が増額となりました。

原則、手続きは不要です（ただし、別居監護している高校生相当の児童がいる場合は、手続きが必要です。）。令和7年2月10日に支払われた額を御確認ください。

（３） 大学生相当以上の子のみを養育している場合

高校生相当以下の児童がいない場合、受給資格は発生しないため、手続きは不要です。

2 所得制限の撤廃について

所得制限限度額（特例給付）及び所得上限限度額（支給なし）が撤廃され、所得にかかわらず児童手当を受給できるようになりました。

ただし、大学生相当の子を養育しており、その子を数えると第3子以降に該当する高校生相当以下の児童がいる場合で、まだ手続きをされていない方は別途手続きが必要です（令和6年9月3日にお知らせを送付しています。）ので、**3 多子加算算定対象の子について**の項目もあわせて御覧ください。

（１） 所得制限限度額以上所得上限限度額未満のため、月額 5,000 円の特例給付を受給していた場合

令和6年10月（12月支給）分から満額での手当月額を受給できるようになりました。

原則、手続きは不要で、自動的に変更後の手当月額で支給しています（ただし、別居監護している高校生相当の児童がいる場合は、手続きが必要です。）。令和7年2月10日に支払われた額を御確認ください。

（２） 所得上限限度額以上のため、変更前の児童手当を受給していなかった場合

新たに受給資格者となりますので、まだ手続きをされていない方は手続きが必要です。

対象世帯（令和6年7月4日時点で支給がなかった世帯）には、令和6年7月17日及び令和7年3月10日にお知らせを送付しました。

(3) 令和6年度の所得を審査した結果、児童手当の受給資格が消滅となった場合

新たに受給資格者となりますので、まだ手続きをされていない方は手続きが必要です。

対象の世帯には、令和6年9月3日及び令和7年3月10日にお知らせを送付しました。

3 多子加算算定対象の子について

大学生相当までの子について、受給資格者による監護及び経済的負担がある場合は、学生、就労、婚姻、別居等の状況を問わず、多子加算の算定対象となります。

(1) 大学生相当の子を養育しており、その子を数えると第3子以降に該当する高校生相当以下の児童がいる場合

第3子以降の児童の手当月額が30,000円となりますので、まだ手続きをされていない方は手続きが必要です。対象となる可能性がある世帯には令和6年9月3日及び令和6年10月24日にお知らせを送付しました。

手続きがない場合、多子加算の算定対象に大学生相当の子を含めることができません。令和7年2月10日に支払われた額を御確認ください。

〔参考〕 次の①～③に該当する方は、令和7年度以降多子加算の算定対象に係る手続きが必要となります。対象者には手続きが必要な時期に通知を送付します。

- ① 養育している児童が18歳年度末を迎え、引き続き多子加算の算定対象となるとき
… 対象となる可能性がある世帯には、令和7年3月17日に通知を送付しました。
- ② 多子加算の算定対象の子が22歳年度末を迎える前に短大等を卒業したとき
… 対象となる可能性がある世帯には、令和7年3月17日に通知を送付しました。
- ③ 令和7年度以降の現況届（多子加算算定対象の子が学生以外の場合等）のとき
… 毎年6月中に手続きが必要となりますので、手続きが必要な時期に通知を送付する予定です。

(2) 大学生相当の子を養育しているが、その子を数えても第3子以降に該当する児童がいない場合

手続きは不要です。

4 制度変更にあたって当市以外からの支給となる方

以下に該当する方は、当市での手続きは不要です。

- (1) 受給資格者が公務員の方（所属庁（勤務先）からの支給）
- (2) 受給資格者が別の市区町村に居住している方（居住する市区町村からの支給）

5 手続きに必要なもの

対象となる方でまだ手続きをされていない方は、以下のものを御持参の上、御来庁ください。

- (1) 令和6年10月（12月支給）分から新たに受給資格が発生した全ての方に必要なもの
 - ① 児童手当認定請求書
 - ② 受給資格者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードの写し（両面）
※ 通知カードの場合、身分証明書（運転免許証等）が別途必要です。
 - ③ 受給資格者名義の通帳又は口座名義が記載されたキャッシュカード
- (2) 養育している大学生相当までの子を含むと第3子以降に該当する高校生相当以下の児童がいる場合のみ、(1)に加え、下記のものがが必要です。
 - ① 監護相当・生計費の負担についての確認書（窓口で御記入いただきます。）
 - ② 当該大学生相当の子のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードの写し（両面）
※ 通知カードの場合、身分証明書（運転免許証等）が別途必要です。
- (3) 高校生相当以下の児童が受給資格者と別居している（施設等入所児童を除く。）場合
 - ① 対象児童が属する世帯全員が記載された住民票（マイナンバー記載のもの）
 - ② 児童と同居する受給資格者の配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードの写し（両面）
※ 通知カードの場合、身分証明書（運転免許証等）が別途必要です。
 - ③ 児童の身分証明書（顔写真付きの学生証等。児童が入寮している場合等で父母どちらとも同居していない場合のみ必要となります。）

6 申請先と申請期間

当市からお知らせが届いた方で、まだ手続きをされていない方は、内容を御確認の上、下記期間内に必要書類等を御提出ください。

(1) 申請・問合せ先

北茨城市役所 子育て支援課 窓口（1階）

TEL：0293-43-1111（内線：133）

(2) 申請期限

- ①
 - ・ 令和6年10月（12月支給）分から新たに受給資格者となった場合
 - ・ 令和6年度末（令和7年3月末）時点で、養育している大学生相当までの子を含むと第3子以降に該当する高校生相当以下の児童がいる場合

→ 令和7年3月31日（月）
- ②
 - ・ 養育している児童が令和6年度末（令和7年3月末）に18歳年度末を迎え、令和7年4月以降も引き続き多子加算の算定対象となる場合
 - ・ 多子加算の算定対象の子が22歳年度末を迎える前に令和6年度末（令和7年3月末）をもって短大等を卒業した場合

→ 令和7年4月16日（水）

※ 上記期間後に提出された場合や申請内容に不備、不足等があった場合は、令和6年10月（12月支給）分に遡っての受給ができなくなる又は本来受給できる額とは異なる額での支給となる可能性がありますので、原則、上記期間内にお問い合わせください。